附　則

1　この省令は、令和六年一月一日から施行する。

2　この省令による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項各号（第一号を除く。）に掲げる処分又は事務の処理の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分又は事務の処理の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

3　エルサルバドル及びジンバブエにおける手数料の額は、アメリカ合衆国における手数料の額と同額とし、アメリカ合衆国ドルにて納付するものとする。

○外務省令第十五号

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条の二第一項及び第二項並びに旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第五条第一項及び第二項の規定に基づき、国外における旅券手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十六日

外務大臣　上川　陽子

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

改正後

別表第二　インドとの相互主義に基づくインド人に対する査証手数料

種別／単位 ＼ 国又は地別／支払方法	［略］	ポルトガル	マルタ	モルドバ	［略］
		ユーロ	ユーロ	モルドバ・レイ	
一般入国査証		6	6	117	
数次入国査証		6	6	117	
通過査証		1	1	11	

改正前

別表第二　インドとの相互主義に基づくインド人に対する査証手数料

種別／単位 ＼ 国又は地別／支払方法	［同上］	ポルトガル	［項を加える。］	モルドバ	［同上］
		ユーロ		モルドバ・レイ	
一般入国査証		6		117	
数次入国査証		6		117	
通過査証		1		11	